

診療放射線技師の皆様へ

平成 28 年 8 月
(公社) 青森県診療放射線技師会
会長 船 水 憲 一

業務拡大に伴う統一講習会について (ご依頼)

日本診療放射線技師会主催の業務拡大に伴う統一講習会 (全部講習) を、別紙のとおり開催いたします。多数のご参加をお願いいたしたく、講習会の趣旨を説明いたします。

平成 22 年「チーム医療推進会議」で検討の結果、平成 25 年 6 月に診療放射線技師等の業務拡大について法改正され、診療放射線技師の業務拡大に伴う診療放射線技師法の一部改正は (平成 26 年 6 月 18 日可決)、全国で働いている全ての診療放射線技師及び診療放射線技師養成教育機関に新たな教育と研修という課題を与えました。

造影注入器を用いた造影剤の投与等の業務は、平成 27 年 4 月から実施可能となりました。今回実施する講習会の内容は、平成 26 年厚生労働省研究班が業務拡大に必要な研修内容に関する提言をまとめた内容となります。

一般の業務拡大にあたり、医療安全上の問題点について検証を行うことが求められています。診療放射線技師が造影剤投与の現場に携わる機会が増え、現場において安全に実施されているのかフォローアップし、その検証を行う基盤を整備しなければなりません。これは医師、看護師など他職種においても今後同様の検証が行われます。臨床検査技師が全員講習となったことはご承知のことと存じます。

講習会のカリキュラムを見る限り、インジェクターの造影剤投与スイッチは関係ない講習に見えますが、診療放射線技師法第 24 条の 2 の規定が改正され、診療放射線技師の従来の業務 (人体に対する放射線の照射及び MR I 等を用いた検査) に関連する行為として厚生労働省令で定めるものが、

①静脈路に造影剤注入装置を接続する行為 (静脈路確保のためのものを除く。)、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為

②下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為並びに造影剤の投与に伴う危険因子を認識し、特にアナフィラキシーなど重篤な合併症の発生時に適切に対処するため、速やかに医師等に連絡し、自らが一次救命処置 (Basic Life Support: BLS) を適切に実施できる能力を身につけるなければならない、としています。

また診療放射線技師が病院又は診療所以外の場所において、健康診断として胸部エックス線撮影のみを行う場合に限り、医師又は歯科医師の立会いを求めないとされました。そして核医学診断装置については、これまで法的に診療放射線技師の業務として明確になっていませんでしたが、技師法第 24 条第 2 項の業務などに追加されました。

これらを医療安全を担保した業務が行えるよう統一講習会が企画されました。青森県の開催は年 1 回程度の開催で、参加人数は限られます。

これまで、実施された全国統一講習会は JART 企画の講習会であり、またかと思われる方も多いかと思えます。今回技師法が改正され、診療放射線技師養成教育機関のカリキュラムに追加されたことから、

本講習会は4年後の平成32年度に診療放射線技師養成教育機関から卒業生が出た時点で縮小される予定だと想像されます。または東京など主要都市のみの開催になることは十分考えられます。

皆さんは、担当する技師が専門分野だけ受講すれば良いと考える会員が多いと思いますが、診療放射線技師免許に専門的な分化がない（すべての行為が許される）のが、診療放射線技師法であり、自らその行為を狭めることは大変危険な行為です。

全ての医療職で、国民の健康と福祉の増進のために、医療安全・医療の質の向上のための講習会を担保としていることから、避けることのできない講習会です。また「業務拡大に伴う統一講習会」は法律改正に伴う重要な講習会であるため、厚生労働省の後援を頂き、JARTが修了者番号籍を管理することとしています。

すでに、東京都の医療監視では講習会の履修状況を確認しています。いずれ本県においても履修率が確認されることが予想されます。臨床検査技師は必須講習となっていますので、いずれ履修率に差が出てくることは明らかです。

CT・MRIに従事する診療放射線技師から優先的に参加していただけるようお願い申し上げます。

以上

診療放射線技師の皆様へ

平成 28 年 8 月
(公社) 青森県診療放射線技師会
会長 船 水 憲 一

業務拡大に伴う統一講習会参加費について

本講習会の受講料について、まず高すぎるとのご意見を多数いただいております。これは各県の役員も同様に考えていました。平成 27 年 11 月に京都学術大会で開催された全国会長会議においても同様の質問が多数ありました。会議で知りうる情報を提示しますが、価格については決定事項で変更はありません。

臨床検査技師会は今回の統一講習会開催を各厚生局所在地（東北は仙台市のみ）としています。受講料は 10,000 円です。青森―仙台間は新幹線で往復約 22,000 円です。受講料と併せればどちらが安いかお分かりかと思えます。

業務拡大に伴う受講料の設定については、以下の諸条件により決定しました。

1. 本事業は 2011 年度からの継続事業であり、この時の受講料を参考に設定することを条件とした。
2012 年度には静脈注射(針刺しを除く)に関する講習会の受講料を以下の金額で設定は会員 2,000 円。同じく注腸 X 線検査統一講習会を会員 10,000 円 (ファントム購入費含む) とした。
2. 本事業に掛かる経費の面からも検討した。
2015 年度スタートの“業務拡大に関する統一講習会”の準備として、掛かっている経費は、約 27,000,000 円である。
3. 臨床検査技師会の講習会受講料を参考にした。
今回の法改正に伴う講習会の受講料は 会員 10,000 円(2 日間)。なお座学が中心であり、簡単な実技があるとのことでファントムなどの使用はない。

以上を参考に、さらに、IGRT、BLS の追加も加え講習会受講料を以下に設定した。

$$\begin{aligned} \text{本講習会受講料} &= \text{静脈注射受講料} + \text{注腸 X 線検査受講料} + \text{IGRT} + \text{BLS} \\ &= \mathbf{【2,000 \text{ 円} + 10,000 \text{ 円} + 3,000 \text{ 円} (\text{IGRT} + \text{BLS}) = 15,000 \text{ 円}】} \end{aligned}$$

よって、本講習会の受講料は会員 15,000 円とした。

会長会議での質疑応答

【Q】受講料注腸X線検査 10,000 円をどのように説明すればよいのか？

【A】ファントムが高額である。当初は静脈と注腸は別々でよいとの考えであった。注腸はあまり受講者がいない（8~9,000 人）と判断し受講料を計算した。今度全員が対象だからと言って変えるわけにはいかない（これまでの受講者に差額を返すわけにはいかない）。

【Q】非会員の受講価格は？

【A】これまでの講習会でも実施していた3倍の差を適用した。非会員には会員の年会費を元に、システム開発費や会場費、事務所に人件費などねん出してはじめて講習会が実施できるわけである。システム開発は2,700万円くらいであるが5年間で人件費を含め13億円くらいかかっている。これを会員数で割ると5万円になる。5万円+会員受講料=65,000円となる。これまでの会員の会費を使用した経費の差が受講料であると説明する考えである。

【Q】受講料注腸X線検査 10,000 円は今後講師の充実にも使用すると解釈してよろしいか？

【A】そのようにしたい

以上